

兵庫県公報

令和5年11月21日 火曜日 第467号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 指定納付受託者の指定（財政課）	1
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	2
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	3
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（同）	7
病院局公告	
○ 随意契約の相手方等の公示	7
選挙管理委員会告示	
○ 政治団体から提出された平成29年分の収支報告書の要旨	7
○ 政治団体から提出された平成30年分の収支報告書の要旨	8
○ 政治団体から提出された令和元年分の収支報告書の要旨	8
○ 政治団体から提出された令和2年分の収支報告書の要旨	8
○ 政治団体から提出された令和3年分の収支報告書の要旨	9
公安委員会告示	
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業許可の取消し	9

告 示

兵庫県告示第1147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和5年11月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
東京都千代田区神田錦町1丁目1番地
- 2 指定をした日
令和5年10月20日

兵庫県告示第1148号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和5年11月8日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年11月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	高田西部地区	令和5年11月21日から 同年12月11日まで	上郡町役場

~~~~~

**兵庫県告示第1149号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））下鶴井地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

また、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年11月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和5年11月21日から同年12月11日まで
- 3 縦覧の場所  
豊岡市役所

~~~~~

兵庫県告示第1150号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による種畜証明書が次のとおり交付された。

令和5年11月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品 種	名 前
加西市別府町南ノ岡甲1533 県立農林水産技術総合センター 畜産技術センター	牛	黒毛和種	藤彦土井、丸彩土井、忠正土井、悠森土井、悠松土井、勝脇土井及び茂友美波
朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター	牛	黒毛和種	丸春土井、照和土井、奥虎、丸若土井、忠味土井、山伸土井、村岡土井、菊卓丸、茂貴波、悠前土井、虎靖、立力土井、北虎直、杉広土井、藤利土井、悠温土井、悠竜土井、茂田波、北菊栄、北喜奥、春仲土井、若綿土井、勝金土井、茂毬波、茂東波、和紗土井、池義土井、和倉土井、立章土井、茂勝美波、茂風波、北菊菜及び北虎泉

~~~~~

**兵庫県告示第1151号**

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指

定する。

令和5年11月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域  
西脇市鹿野町字西川原124番5、字辻90番3の一部
- 2 特定有害物質の名称  
ふっ素及びその化合物



**兵庫県告示第1152号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和5年11月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                               | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|----------------------------------|--------------|--------------|
| 第R05中播位置<br>0003号 | 5.11.7           | たつの市揖保川町正條字黒ヶ坪450番<br>3の一部、1339番 | 6.00~14.77   | 28.17        |

**公 告**

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年11月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 コムボックス明舞  
 所在地 明石市松が丘二丁目3番3
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麴町五丁目1番地1 織田寛明
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前
 

|               |                    |        |
|---------------|--------------------|--------|
| 名称            | 住所                 | 代表者の氏名 |
| ウエルシア薬局株式会社   | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号 | 松本忠久   |
| 一般社団法人兵庫県薬剤師会 | 神戸市中央区下山手通六丁目4番3号  | 笠井秀一   |
|               |                    | 三宅圭一   |
|               |                    | 鄭淳太    |
|               |                    | 西田英之   |
|               |                    | 大澤泰輔   |
  - (2) 変更後
 

|    |    |        |
|----|----|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|

|               |                    |       |
|---------------|--------------------|-------|
| ウエルシア薬局株式会社   | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号 | 田中純一  |
| 一般社団法人兵庫県薬剤師会 | 神戸市中央区下山手通六丁目4番3号  | 笠井秀一  |
|               |                    | 三宅圭一  |
|               |                    | 鄭淳太   |
|               |                    | 室井延之  |
|               |                    | 三島光一郎 |

外2者

- 4 変更年月日  
令和5年3月1日 ほか
- 5 届出年月日  
令和5年10月11日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和5年11月21日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和6年3月21日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年11月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ライフガーデン潮芦屋（北敷地）  
所在地 芦屋市海洋町4-9 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|              |                 |        |
|--------------|-----------------|--------|
| 名称           | 住所              | 代表者の氏名 |
| 東京センチュリー株式会社 | 東京都千代田区神田練堀町3番地 | 馬場高一   |
- 3 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前  

|             |                    |        |
|-------------|--------------------|--------|
| 名称          | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社マルハチ    | 神戸市中央区大日通一丁目2番18号  | 栗花正雄   |
| ウエルシア薬局株式会社 | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号 | 松本忠久   |
| 株式会社ティーツー   | 岡山市北区今村650番111     | 藤原克治   |
  - (2) 変更後  

|             |                    |        |
|-------------|--------------------|--------|
| 名称          | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社マルハチ    | 神戸市中央区大日通一丁目2番18号  | 栗花正雄   |
| ウエルシア薬局株式会社 | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号 | 田中純一   |
| 株式会社ティーツー   | 岡山市南区豊浜町2番2号       | 藤原克治   |

- 4 変更年月日  
令和5年7月25日 ほか
- 5 届出年月日  
令和5年10月11日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和5年11月21日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和6年3月21日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年11月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アクロスプラザ三田ウッディタウン  
所在地 三田市すずかけ台3番2
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

| 名称                       | 住所                 | 代表者の氏名 |
|--------------------------|--------------------|--------|
| 大和ハウスリアルティ<br>マネジメント株式会社 | 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 | 伊藤光博   |
- 3 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前
 

| 名称        | 住所                | 代表者の氏名 |
|-----------|-------------------|--------|
| 株式会社サンディ  | 大阪市淀川区西宮原二丁目7番50号 | 伊藤仙治   |
| 株式会社キリン堂  | 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号  | 寺西豊彦   |
| やまや関西株式会社 | 仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号  | 山内英靖   |
| 外4者       |                   |        |
  - (2) 変更後
 

| 名称        | 住所               | 代表者の氏名 |
|-----------|------------------|--------|
| 株式会社キリン堂  | 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号 | 寺西豊彦   |
| やまや関西株式会社 | 仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号 | 山内英靖   |
| 外4者       |                  |        |
- 4 変更年月日  
令和5年1月31日
- 5 届出年月日  
令和5年10月11日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間  
令和5年11月21日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限  
令和6年3月21日

(2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年11月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 三田駅前一番館  
所在地 三田市駅前町2番1号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称         | 住所             | 代表者の氏名 |
|------------|----------------|--------|
| 三田地域振興株式会社 | 三田市駅前町2番1号     | 龍見秀之   |
| 三田市        | 三田市三輪二丁目1番1号   | 田村克也   |
| 株式会社池田泉州銀行 | 大阪市北区茶屋町18番14号 | 鵜川淳    |

外8者

3 変更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

ア 変更前 540台  
イ 変更後 419台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

ア 変更前  
出口4箇所、入口3箇所  
イ 変更後  
出口3箇所、入口2箇所

4 変更年月日  
令和6年7月1日

5 届出年月日  
令和5年10月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間  
令和5年11月21日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限  
令和6年3月21日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の廃止に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和5年11月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ダイエーグルメシティ北鳴尾店  
所在地 西宮市学文殿町一丁目9番20
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1,443平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
令和5年10月31日
- 5 届出年月日  
令和5年10月25日

**病 院 局 公 告**

**随意契約の相手方等の公示**

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和5年11月21日

兵庫県病院事業 契約担当者  
県立こども病院 飯島一誠

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
県立こども病院 総合医療情報システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院の名称及び所在地  
県立こども病院 兵庫県神戸市中央区港島南町1丁目6-7
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年9月14日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
富士通Japan株式会社 兵庫公共ビジネス部 神戸市中央区磯上通7-1-15 三宮プラザEAST
- 5 随意契約に係る契約金額  
1,874,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第47号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成29年分の収支に関する報告書の要旨を、法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年11月21日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

**岸本正人後援会**

報告年月日 05.05.18

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |



**兵庫県選挙管理委員会告示第48号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成30年分の収支に関する報告書の要旨を、法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年11月21日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

**岸本正人後援会**

報告年月日 05.05.18

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |



**兵庫県選挙管理委員会告示第49号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により政治団体から提出された令和元年分の収支に関する報告書の要旨を、法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年11月21日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

**岸本正人後援会**

報告年月日 05.05.18

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**八尾晋介後援会**

報告年月日 03.05.06

|        |        |
|--------|--------|
| 1 収入総額 | 76,580 |
| 前年繰越額  | 76,580 |
| 2 支出総額 | 0      |



**兵庫県選挙管理委員会告示第50号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により政治団体から提出された令和2年分の収支に関する報告書の要旨を、法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年11月21日



兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

**岸本正人後援会**

報告年月日 05.05.18

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**八尾晋介後援会**

報告年月日 03.05.06

|        |        |
|--------|--------|
| 1 収入総額 | 76,580 |
| 前年繰越額  | 76,580 |
| 2 支出総額 | 0      |



**兵庫県選挙管理委員会告示第51号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により政治団体から提出された令和3年分の収支に関する報告書の要旨を、法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年11月21日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

**岸本正人後援会**

報告年月日 05.05.18

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**小西彦治を応援する会**

報告年月日 05.05.11

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**ねだ敬介後援会**

報告年月日 05.05.12

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**吉積毅後援会**

報告年月日 05.07.14

|        |        |
|--------|--------|
| 1 収入総額 | 98,728 |
| 前年繰越額  | 98,728 |
| 2 支出総額 | 0      |

**公安委員会告示**

**兵庫県公安委員会告示第315号**

行政手続法（平成5年法律第88号）第23条第1項の規定により聴聞を終結し、風俗営業等の規制及び業務の

適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条の規定に基づき、次のとおり風俗営業の許可の取消処分を決定したので公示する。

なお、行政処分通知書については、被処分者の請求があればいつでも交付する。

令和5年11月21日

兵庫県公安委員会  
委員長 澤田 隆

1 被処分者

| 氏名    | 営業所の所在地                                | 営業所の名称    | 処分手項                                 |
|-------|----------------------------------------|-----------|--------------------------------------|
| 西井 雄輝 | 兵庫県尼崎市神田北通<br>3丁目30番2 ミナミク<br>リエイトビル4階 | GrandRois | 風俗営業の許可（令和4年1月14日尼<br>南第令4-1号許可）の取消し |

2 事務を所掌する組織の名称及び所在地

兵庫県警察本部生活安全部保安課 神戸市中央区下山手通5丁目6番21号

3 その他

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部生活安全部保安課を経由して、兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。